

# 都市計画法第34条第1号 チェックリスト

申請者：

申請地：

申請代理者：

連絡先：

申請施設又は申請業種

※店舗の場合は、手引き 事務手続き編P124～142に記載されている業種（細分類）を記入してください。

●公益上必要な施設の場合（学校、診療所、助産所、社会福祉施設等）		チェック
申請者	郡山市	
事業計画書	事業内容	
	整備施設の内容及び規模	
	計画する対象区域、土地選定理由	
関係部局との協議書	申請施設が開設できる見込みが確認できるもの	

●店舗等の場合（該当する業種は郡山市開発許可制度の手引き 事務手続き編P124～142を参照）

事業計画書	業務内容	
	販売する商品名、メニュー	
	整備する建築物の規模	
	計画する販売対象区域、土地選定理由	
	計画する売上、経費、利益（根拠となる計算書）	

## ●申請書共通資料

市街化区域から道程でおおむね1km以上離れていることが分かる資料	市街化区域と異なる日常生活圏を構成していると認められる地域	
周辺建築物用途別現況図	申請地を中心として半径500mの円内に50戸以上の人家（世帯）が存すること ※自動車修理工場等の修理業、農機具販売店及び農機具修理施設については条件が違うので手引きを参照すること。	
	同種施設を着色すること。 ※同種施設が既に立地している場合は、その施設を中心とする同様の円を描き、円が重複する部分については、当該部分に存する人家数を重複する円の数で除して得た数がその部分の人家数として計算すること。	
誓約書	将来にわたって計画される運営若しくは営業に限定して使用する旨の誓約書	
免許証等の写し	運営若しくは営業を実施する上で必要な免許証等の写し	
申請者の登記事項証明書	申請者が法人の場合	
申請者の定款		
申請者の住民票	申請者が個人の場合	
土地登記事項証明書	申請地の確認、周辺状況確認	
公図写し	申請地の位置確認、周辺状況確認、技術基準による幅員以上の国県市町村道に4m以上接していること	
現況平面図	敷地の状況、技術基準による幅員以上の国県市町村道に4m以上接していること	
求積図・境界確定図	都市計画法施行令第29条の5（学校は除く）に規定される建築物の敷地面積は3,000m <sup>2</sup> 以内、それ以外の敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以内	
位置図、区域図	申請地の位置確認、周辺状況確認	
建築物平面図、立面図 建物求積図	建築物の面積は過大でないこと	
	業務の用に供する部分の床面積は、建築物全体の延べ面積の2分の1以上であること	
現況写真	土地現況、周辺状況の確認	

※証明書、公図写し等：発行から3ヶ月以内。正本には原本を添付すること。

※申請者の押印が必要な書類については、実印を押印（印鑑証明書添付）

※開発行為の許可（29条）の場合は、加えて、開発許可申請添付書類が必要

※正副各1部